

前任 聖柔 在判  
 前任 契養 在判  
 前任 清良 前任 梵清 在判  
 前任 天間 前任 禪棟 在判  
 前任 正祖 前任 宗林

十一月十二日。足利義教、石川郡益富保に坊城益長の押妨を停め、鷹司房平に之を還付す。

八一六

【御前落居記録】

一、鷹司大納言(房平)家雜掌申加賀國益富保事  
 就雜掌訴狀被相觸防城(坊)苗少納言益長刻、彼輩違上意之上者、不能取合、以當保可被返進家門可爲御內書者也焉。

永享二年十一月十二日  
(飯尾) 大和守貞連 在判  
(足利義教) 在判

(益富の地名は今加賀に之を見ざるも、元和五年五月前田利光の與へたる知行所付に加州石川郡福増村並同郡益富村とありといへば、その石川郡なることしるし。)

閏十一月十九日。足利義教、加賀守護富樫持春等をして、山城南禪寺領石川郡宮保に亂入せる白山若衆徒を退治せしむ。

八一七

【御前落居奉書】

白山若衆徒等、亂入南禪寺領宮保事、衆徒狼藉罪科不輕。所詮於社頭警固者被仰付長吏畢。早至彼惡徒等者相懸親類、催國中之輩可被加退治之由、所被仰下也。仍執達如件。

永享二年閏十一月十九日  
 加賀守  
 富樫(持春)介殿  
 加賀守

八一八

【御前落居奉書】

白山若衆徒等、亂入南禪寺領宮保事、衆徒狼藉罪科不輕。所詮令警固社頭、令注進守護所、可退治惡行之衆徒。

若彼惡徒令逐電、并社頭之煩出來者、長吏可爲同罪之由、所被仰下也。仍執達如件。

永享二年閏十一月十九日  
 加賀守  
 加賀守

白山惣長吏法印御房

八一九

【御前落居奉書】

白山若衆徒等、亂入南禪寺領宮保事、太不可然。所詮於社頭警固者、被仰付惣長吏畢。早屬守護手、可退治惡行之衆徒之由、所被仰下也。仍執達如件。

永享二年閏十一月十九日  
 加賀守  
 加賀守  
 金劔宮衆徒中

十二月十二日。足利義教、石川郡大乘寺に、同寺領を安堵せしむ。

【大乘寺文書】 石川郡

八二〇

加賀國押野庄内大乘寺領散在田畠屋敷以下事、早任度々安堵并當知行之旨、寺家領掌不可有相違之狀如件。

永享二年十二月十二日  
(足利義教) 右近衛大將源朝臣 在判

十二月廿七日。能登守護畠山義忠、鹿島郡永光寺領若部保に國衙役以下の催促を停止せしむ。

八二一

【永光寺文書】 鹿島郡

能州當寺領若部保國衙役正税并檢注事、爲青蓮院御門跡御代官執沙汰之間者、於寺領可令停止催促候。恐々謹言。

永享二年庚戌十二月廿七日  
(畠山) 義忠 在判  
 永光禪寺

永享三年 辛亥 紀元二〇九一

六月十九日。足利義教、鷹司房平の雜掌と中嶋隆信との石川郡益富保領家職の相論を裁決し、その下地を房平の雜掌に交付す。